

付編 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第1章 対策の考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年大規模地震の発生を予知して事前に防災の措置を実施することにより、地震によって起こる災害を防止し軽減することを目的として大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）が策定施行された。この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定、地震観測体制の整備、地震防災体制の整備及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に役立てようとするを目的とするもので、この目的を達成するために必要な事項を災害対策基本法の特別法として位置づけ規定している。この場合、大規模な地震を対象としているが、これは現在の地震予知技術の段階では大小すべての地震の予知が確実にできるところまで達していないことを踏まえているものであって、中小規模の地震が全国でいつどこで発生するかは予知しがたい現状であり、これに対する日ごろの備えは、風水害等と同様に、災害対策基本法の規定するところにより対処しなければならない。

この法律においては、大規模な地震の発生を予知することができた場合を前提としているが、現在の科学的ないし技術的水準から、駿河湾を震源域とする東海地震について予知が可能であるという前提で、東海地震が発生すれば著しい被害を受けると予想される地域（震度6弱以上を基準）として静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）の167市町村が強化地域として指定された。さらに、平成14年4月東京都及び三重県の62市町村が追加指定され強化地域は8都県170市町村（平成20年4月1日現在）となっており、この地域の観測データに異常が発見された場合、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が開かれ、その判定の結果、内閣総理大臣が地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたときは、警戒宣言を発令することとなっている。

この強化地域に係る地方防災会議は、地震防災強化計画を作成し、警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急対策を実施しなければならないこととなっている。

本市域は、東海地震が発生した場合、震度5弱～5強程度であることが予想されることから、この強化地域には指定されなかった。したがって、地震防災強化計画を定める必要は法律上ない。しかしながら、震度5弱～5強程度の揺れであっても、ある程度の被害が発生することが予想され

るとともに、警戒宣言が出された場合、社会的混乱が発生することも懸念される。

したがって、入間市防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と、地震被害を最小限にとどめるため、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定した。

第2節 基本的な考え方

計画策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおりに確保することを基本とする。
- 2 計画は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- 3 計画は、原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、判定会招集の報道が開始されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発生後の対策については、入間市地域防災計画の震災応急対策計画及び震災復旧計画等により対処するものとする。
- 5 本市域は、大規模地震対策特別措置法が適用されない（強化地域に指定されていない）ため本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応するものとする。

第3節 前提条件

計画策定にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとする。

- 1 警戒宣言の発令時刻
警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮するものとする。
- 2 警戒宣言の発令形態
警戒宣言の発令形態は、「2～3日以内に地震発生のおそれがある」のパターンとする。
- 3 予想震度
震度は、震度5弱～5強程度と考えられるが、地質地盤によって異なるので地域によっては若干の差異がある。
- 4 震源域及びマグニチュード

(1) 震源域：東辺は駿河トラフに沿い、北辺は駿河湾奥までの南北方向100kmから200km程度と東西方向50kmで囲まれた地域内。

(2) マグニチュード：8程度

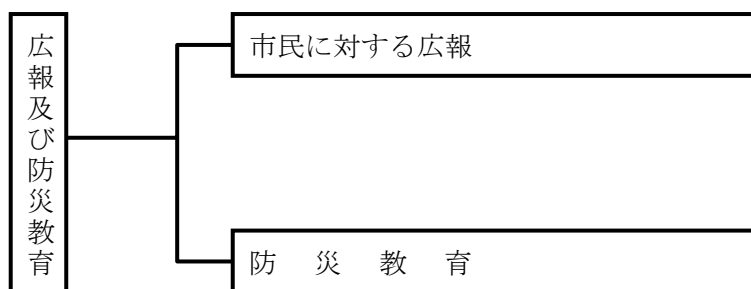
第2章 事前の備え

第1節 広報及び防災教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を修得するとともに、理解を一層深める必要がある。

本市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、普段から地震に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

□ 対策の体系



第1 市民に対する広報〔企画部、市民部〕

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を市民に広報し、社会的混乱の防止と発生に伴う被害の軽減を図る。

1 広報の基本的流れ

広報の基本的な流れは、①平常時、②判定会招集後の報道開始時（判定会招集から30分後）から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災までとする。

2 広報する事項

広報は下記の事項について実施する。

- (1) 東海地震について
- (2) 警戒宣言の内容
- (3) 市民のとるべき措置
- (4) 事業者のとるべき措置
- (5) 警戒宣言時に防災関係機関が行う措置

第2 防災教育〔市民部、教育委員会〕

1 児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、次の事項について関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し、連絡の徹底を図る。

- (1) 東海地震に関する基本的事項
- (2) 教職員の分担
- (3) 警戒宣言時の臨時休業措置
- (4) 児童生徒等の下校（園）時等の安全措置
- (5) 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- (6) その他の防災措置

2 自動車運転者に対する教育

市は警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動をとれるように広報紙を通じて次の事項について教育を行う。

- (1) 東海地震に関する基本的事項
- (2) 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- (3) 自動車運転者のとるべき措置
- (4) その他の防災措置等

第2節 事業所等に対する指導〔消防本部〕

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑制などについては、事業所等の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。このため、消防本部は事業所に対し消防計画等の作成等を通して主に次の事項について指導を行うものとする。

- (1) 火気器具類の使用制限及び整理整頓の確認等出荷防止措置
- (2) 自衛消防隊の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配置
- (3) 防火上必要な施設、消防用整備等の点検整備
- (4) 防火、防災教育訓練
- (5) 顧客、従業員等の安全確保措置
- (6) 不特定多数の者を収容する施設の営業の自粛及び近距離通勤者の徒歩帰宅
- (7) 出火する危険のある物品の安全措置
- (8) 地震情報等、各種情報の収集及び伝達
- (9) その他必要な事項

第3節 防 災 訓 練〔市民部、消防本部、各部〕

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、総合防災訓練において警戒宣言の情報伝達体制の確立に重点を置く訓練を実施する。

第3章 判定会招集時から警戒宣言発令までの対応措置

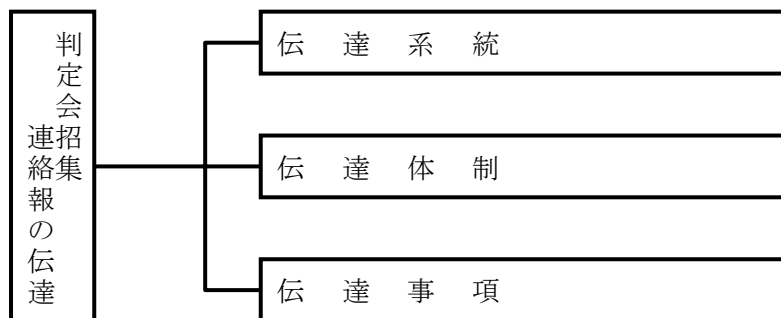
気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、判定会が開催され、それが大規模な地震に結びつくかどうか判定委員会によってデータ分析が行われることになっている。警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことはいうまでもないが、本章においては、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 判定会招集連絡報の伝達

判定会の招集が決定された場合、市及び防災関係機関は速やかに警戒宣言発令に備え、活動準備体制に入る必要がある。

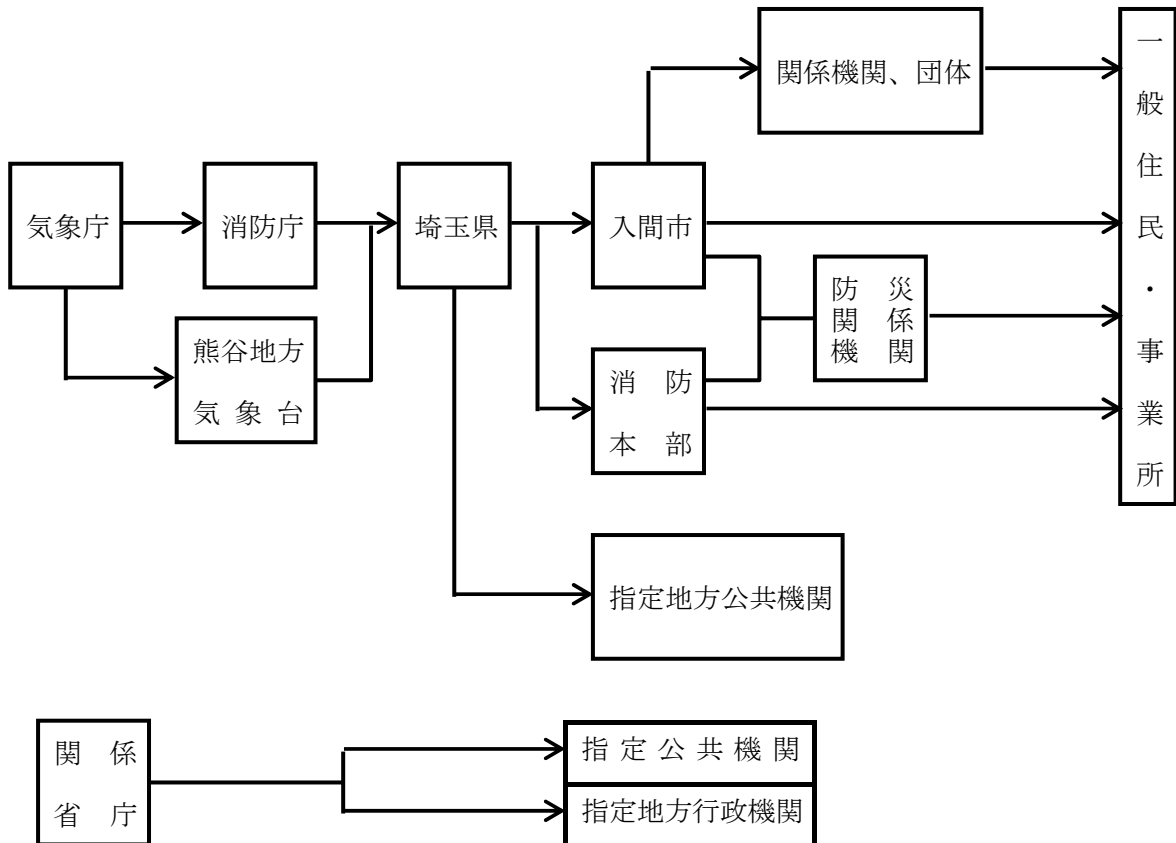
このため、判定会招集連絡報の伝達に関し必要な事項を定める。

□ 対策の体系



第1 伝達系統〔各部〕

判定会招集連絡報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各関係機関内部の伝達系統については、機関で定めておくものとする。



(注意) 判定会招集後は、その伝達開始から30分間は報道規制が敷かれる。

したがって、一般市民への伝達は報道解禁時刻後に行う。

第2 伝達体制〔各部〕

機 関	内 容
入 間 市	<p>1 防災防犯課は、埼玉県から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、内線電話等により各部長を通じ職員に伝達する。</p> <p>なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの判定会招集連絡報の通報は、消防署が受けることとなるが、この場合は、直ちに市民部長に報告すること。</p> <p>2 防災防犯課は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。</p> <p>3 福祉部は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。</p> <p>4 教育委員会は、直ちに関係市立小・中学校等へ電話等により伝達する。</p> <p>5 消防本部は、直ちに各分署、消防団等に電話、無線等により伝達する。</p> <p>6 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。</p> <p>(注意)</p> <p>一般住民への判定会招集連絡報の周知は、報道解禁時刻後に防災行政無線及び広報車等により行う。</p>
狭 山 警 察 署	<p>警察署は、埼玉県警察本部から判定会招集等の情報を受けたときは、直ちに署内及び各交番・駐在所に伝達する。</p>
その他の機関	<p>埼玉県、関係機関・団体又は本市等から判定会招集連絡報の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。</p>

第3 伝達事項〔各部〕

- 1 判定会が招集された旨の連絡事項
- 2 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- 3 判定会の結果についての事項（警戒宣言につながらない場合もありうるので判定結果についての情報等）
- 4 その他の必要と認める事項

第2節 活動体制〔市民部、各部〕

判定会招集連絡報を受けた本市及び防災関係機関は、災害対策本部等の設置準備及び社会的混乱の発生に備え、必要な防災体制をとるものとする。

1 災害対策本部の設置準備

判定会招集連絡報を受けたときは、直ちに緊急連絡を実施するとともに本部の設置準備に入る。

2 職員の動員

判定会招集連絡報を受けた場合、直ちに警戒体制第2配備を発令する。なお、勤務時間外においては報道機関の報道開始により、動員の連絡がなくても、警戒体制第2配備が発令されたものとし、配備該当職員は、直ちに自主参集する。

3 判定会招集連絡報を受けたときの体制の総括

警戒体制第2配備の体制確立までの間は、総括班が他班の協力を得て、次の事務を処理する。

- (1) 判定会招集連絡報、大規模地震関連情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (2) 社会的混乱防止のための広報活動
- (3) 埼玉県及び防災関係機関との連絡調整

第3節 混乱防止措置〔市民部、各部〕

判定会招集連絡報等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき又は混乱が発生したときに、これらの混乱等を防止するための対応は次のとおりである。

1 対応措置の内容

- (1) 混乱防止に必要な情報の収集、埼玉県及び防災関係機関への伝達
- (2) 防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進
- (3) その他

2 対応部班

市民部総括班が関係各部・各班の協力を得て処理する。

第4節 判定会招集から警戒宣言発令までの広報

この時期は、判定会により各種データの分析等が行われているところであるので、市民の冷静な対応が望まれる。

したがって、この時期に本市が行う広報の内容は、原則として市民への冷静な対応の呼びかけが中心となるが、混乱の発生が予測される時は、関係する防災関係機関において必要な広報を行うなど適切な措置を実施する。

なお、NHKでは、テレビ（総合、教育、衛星第1、衛星第2）、ラジオ（第1、第2、FM）にて報道解禁時から通常番組を中止するなどして概ね、次のような内容が放送される。

- (1) 判定会の機能の解説
- (2) 強化地域、観測データの解説
- (3) 混乱防止の呼びかけ
- (4) 防災知識の紹介

第 4 章 警戒宣言発令に伴う措置

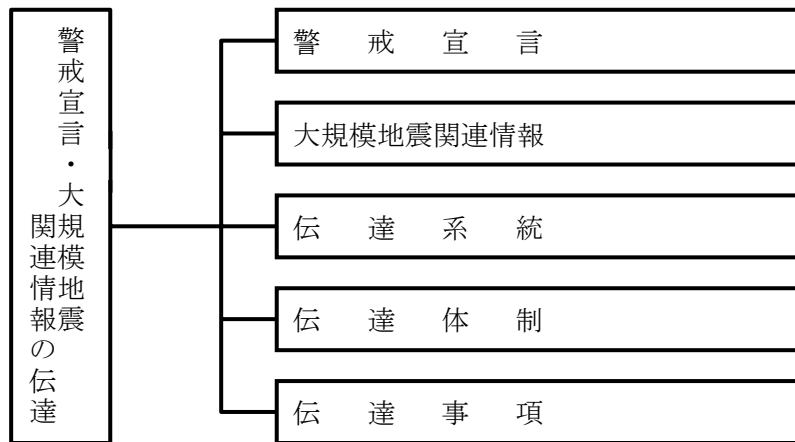
内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発令する。

本市域は、強化区域外ではあるが、東海地震が発生した場合は、震度5弱～5強程度の揺れが予想される。また、警戒宣言に伴う社会的混乱も予想されるため、的確な対応措置を講じておく必要がある。

本章においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置について定める。

第 1 節 警戒宣言、大規模地震関連情報の伝達

□ 対策の体系



第1 警戒宣言〔市民部〕

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要性があると認めるときは、閣議にかけた上、概ね下記例文のような警戒宣言を発し、強化地域に係る県知事等に対して各種防災措置をとるべき旨を通知する。

【警戒宣言の例文】

東海地震の地震災害警戒宣言

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、現在から2～3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6弱以上、その隣接地域では震度5弱～5強程度の地震になると予想されます。

また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。

強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については気象庁長官に説明させますから、ラジオ、テレビに注意してください。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○

第2 大規模地震関連情報〔市民部〕

大規模地震関連情報は警戒宣言が発せられた後、関係機関や一般の利用に供するための情報として、地震活動や地殻変動の状況及び推移を観測結果に基づいて発表する。

また、状況の変化、例えば、予想された大規模地震発生の時期がさらに遅れることになりそうとか、地震発生のおそれを予測したものの、そのおそれがなくなってきたことの情報伝達する。

その他、観測の結果、地震予知情報の内容の技術的事項及び「観測された異常が強化地域に係る大規模地震発生に結びつかない」と判定された事情に関連する事項、その他について「大規模地震関連情報」として発表する。

【地震予知情報に関する例文】

平成 年 月 日 時 分
気 象 庁 地 震 火 山 部

大規模地震関連情報

○月○日○時頃から御前崎、棒原、浜岡の歪計、御前崎、岡部、野田沢の傾斜計、浜岡の水位計及び御前崎田子の潮位差が同時に異常な変化を示しています。また、駿河湾沖には、微小地震が多数発生しています。

これらの現象について、気象庁では、○時○分から判定会を開いて、これらの異常気象が大地震に結びつくか否かを十分検討しました。その結果、現在から2～3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源地とする大規模な地震が発生するおそれがあるという地震予知情報を内閣総理大臣に報告し、内閣総理大臣から警戒宣言が発表になりました。

この地震が発生すると、静岡県を中心として強化地域では震度6弱以上、それに隣接する地域では震度5弱～5強程度になると予想されます。この地震により、伊豆半島南部、駿河湾沿岸に大津波のおそれがありますので、これらの地域では厳重な警戒が必要です。

【強化地域の観測結果等に関する例文】

平成 年 月 日 時 分
気 象 庁 地 震 火 山 部

大規模地震関連情報

○月○日○時頃から発生した、御前崎、棒原、浜岡の歪計、御前崎、岡部、野田沢の傾斜計、浜岡の水位計及び御前崎田子の潮位差の変化は、その後もつづいていますが、さらに○時頃からは静岡の歪計、大東のラドン計にも変化がみられるようになりました。

また、駿河湾南方沖に発生している微小地震の活動は、さらに活発化していますので、引き続き厳重に警戒してください。

(備考)

大規模地震関連情報における地震発生時期に関する用語解説

過去の大地震の例では、直前の前兆である異常現象から地震発生までの時間は、短い場合で数時間以内、長くても2～3日以内である。「大規模地震関連情報」で「2～3日以内に○○を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあります。」とある場合でも、地震が発生するおそれの度合は、発表の時点から2～3日の全期間を通じて同じと考えられ、はじめの数時間以内は安全であるという意味ではない。

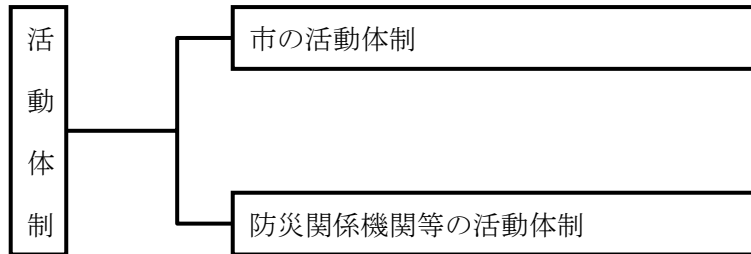
第5 伝達事項〔市民部、各部〕

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言通知文
- (2) 大規模地震関連情報に関する情報文
- (3) 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- (4) 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- (5) その他必要と認める事項

第2節 活動体制

□ 対策の体系



第1 市の活動体制〔市民部〕

1 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに災害対策本部を設置する。

2 職員の動員

警戒宣言が発令された場合、直ちに非常体制第1配備を発令する。

なお、勤務時間外においては、配備該当職員は、直ちに自主参集する

3 本部の所掌事務

- (1) 警戒宣言、大規模地震関連情報及び各種情報の収集、伝達
- (2) 社会的混乱の発生防止及び混乱防止回避策等の決定
- (3) 防災関係機関の事務に係る連絡調整
- (4) 市民、事業所等への情報の提供
- (5) 地震が発生した場合の応急対策実施準備

第2 防災関係機関等の活動体制〔各防災関係機関〕

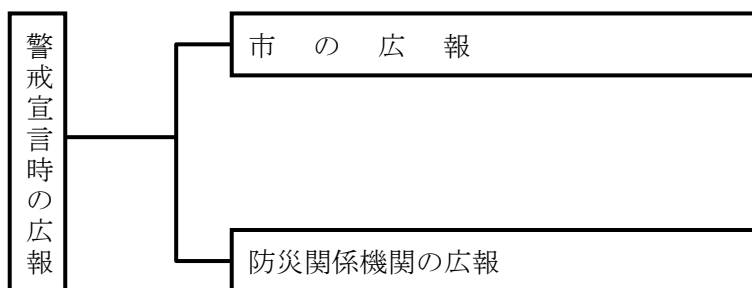
- 1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、各種防災対策を実施する。また、本市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとるものとする。
- 2 指定地方行政機関は、上記1の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- 3 本市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、各種防災対策を実施するとともに本市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

第3節 警戒宣言時の広報

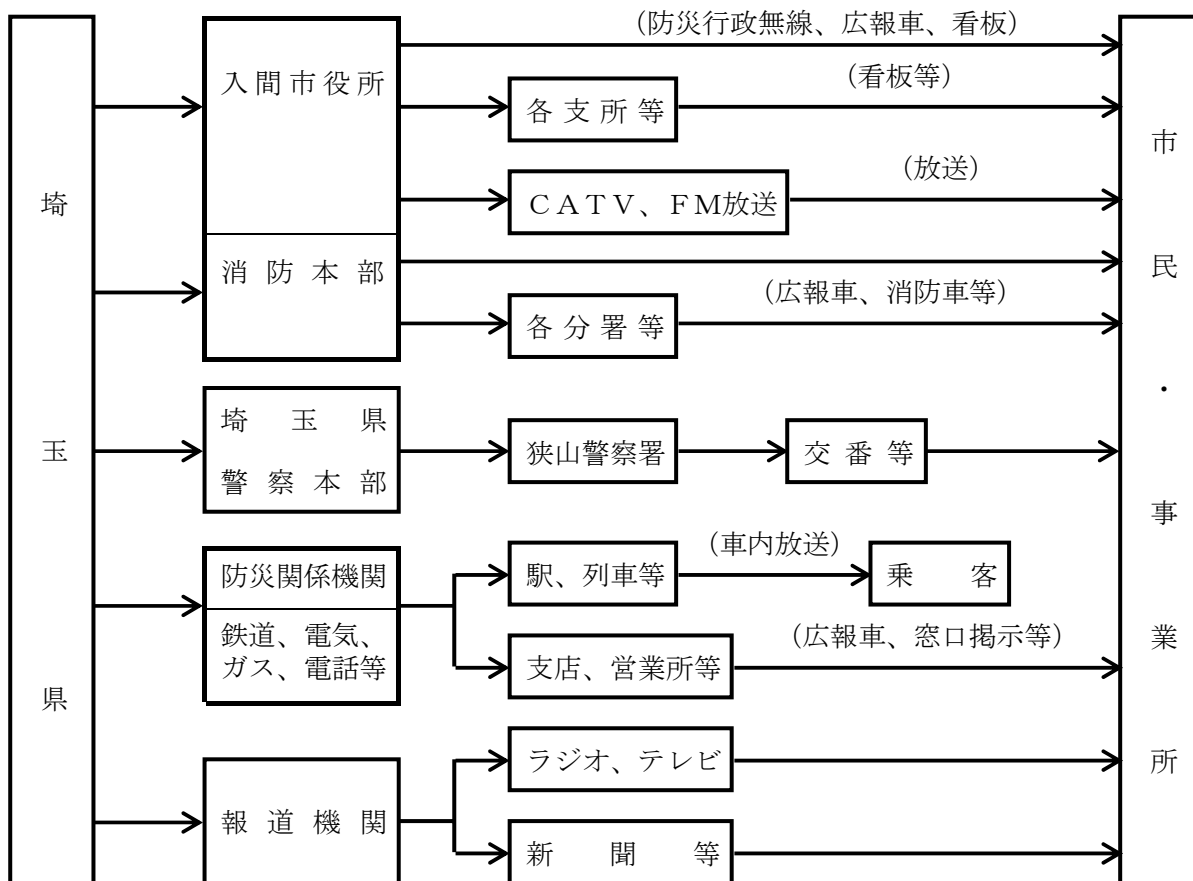
警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等の混乱も考えられる。このため、埼玉県の実施するテレビ、ラジオ等による広報のほか、本市及び防災関係機関が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対処及び広報を行うとともに、本部及び必要な機関へ緊急連絡するものとする。

□ 対策の体系



【市民への警戒宣言等の広報】



第1 市の広報〔企画部、各部〕

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言の内容等
- (2) 市民及び事業所のとるべき防災措置
 - ア 情報の確認（ラジオ、テレビの情報、本市の情報）
 - イ 児童生徒、園児等の引き取り
 - ウ 家族での防災措置
 - エ 避難の準備
- (3) 混乱防止のための対応措置
 - ア 駅の混乱防止（駅との協力）
 - イ 道路交通の混乱防止（警察署との協力）
 - ウ 電話利用の自粛要請（NTTとの協力）
 - エ 買い出しなどの混乱防止（商工会との協力）
 - オ 金融機関の混乱防止（金融機関との協力）

2 広報の方法

防災行政無線、広報車、立看板等を活用し広報する。

第2 防災関係機関の広報〔各防災関係機関〕

1 広報の内容

市民及び施設利用者に対し本市に準じて実施するものとし、主な内容は次のとおりとする。

- (1) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (2) 各関係機関の措置状況並びに市民及び施設利用者に対する協力要請

2 広報の方法

- (1) 各機関は、広報責任者、従業員、顧客及び市民等に対する情報伝達の方法を具体的に定めておく。
- (2) 情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し各機関の実態にあった伝達方法を工夫する。

第4節 消防・危険物対策

警戒宣言が発せられた場合、消防本部は次のとおり消防・危険物対策を講ずる。

□ 対策の体系



第1 消防対策〔消防本部〕

平常時の消防業務（災害活動を除く）を縮小し、出火防止及び混乱防止に関して、次の事項を基本とした対応措置を講ずる。

- (1) 情報収集及び伝達
- (2) 火災の警戒
- (3) 出火防止、初期消火等に関する広報活動
- (4) 消防資機材の点検整備及び確保
- (5) 自衛消防隊、自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 消防部隊の編成強化
- (7) 特定事業所に対する安全措置対策の指導助言

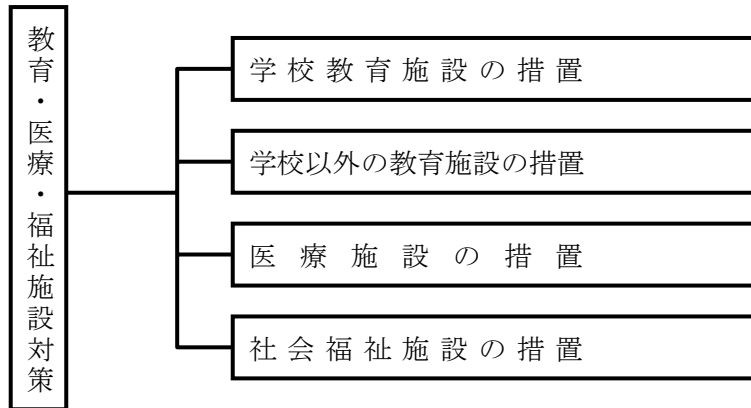
第2 危険物対策〔消防本部〕

危険物施設に対する的確な地震応急対策ができるよう、予防規程を定めている施設については、それに基づく点検及びその他の防災措置を実施させ、その他施設等については次の措置について指導する。

- (1) 災害発生に備えた応急活動体制の確立
- (2) 消火設備等防災資機材の確保及び点検
- (3) 危険物施設及び容器等の破損、落下並びに転倒防止措置
- (4) 危険物の性質に応じた保安措置
- (5) 危険物の流出及び拡散防止措置
- (6) 危険物取扱い作業の制限又は停止
- (7) 火気使用の制限又は禁止

第5節 教育・医療・福祉施設対策

□ 対策の体系



第1 学校教育施設の措置〔教育委員会〕

市立の幼稚園、小学校、中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

1 情報の収集伝達等

- (1) 校長は、関係機関と連携を図り、正確な情報を収集し職員に周知させる。
- (2) 職員は、児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。その際、児童・生徒等に不安、動揺を与えないように配慮する。

2 授業の中止等

- (1) 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）する。

3 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

(1) 幼稚園

名簿により園児の人員、氏名を確認の上、保護者に引き渡す。

(2) 小・中学校

名簿により児童・生徒の人員、氏名を確認の上、通学班、下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、保護者に緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。

4 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

(1) 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

(2) 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

(3) 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

(4) 化学・工業薬品の管理

火災・有毒ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できないものについては、地中に埋蔵するなど適切な措置を講ずる。

5 事前の指導連絡事項

(1) 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

(2) 警戒宣言が発令されたときは、上記3の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

(3) 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようにあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

6 私立学校等

私立の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園についても市立学校に準じた措置を講じて児童・生徒等に知らせておく。

第2 学校以外の教育施設の措置〔教育委員会〕

学校以外の市立の教育施設は、第1の学校教育施設の措置に準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

第3 医療施設の措置〔福祉部〕

1 患者に対する措置

医療施設は、警戒宣言発令の情報を把握したら、入院患者に対して安全措置を講ずるととも

に、外来患者に対しては可能なかぎり診療業務を行い、市民の不安をなくすようにする。

2 防災措置

医療施設は、それぞれが定める地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

また、特に震災対策については、二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒物・劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険管理についても万全を期するものとする。

第4 社会福祉施設の措置〔福祉部〕

警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行うものとする。

1 情報活動

(1) 情報収集

本市、防災関係機関及びテレビ、ラジオからの情報の収集に当たる。

(2) 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

ア 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないように定期的に伝達するなど配慮すること。

イ 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

ウ 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるように努めること。

エ 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

2 防災組織の確認

警戒宣言が発令されたとき、必要な要員を確保し、迅速、的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うものとする。

3 対応策の確認

各施設においては、防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

(1) 非常口、非常階段、避難経路、避難場所を確認しておく。

(2) 保護者と連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うかを明確にする。

(3) 地震発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。

また、入所者は職員の指示によって行動し、勝手な行動をとらないよう指導する。

4 防災措置

各施設は、施設の実態に応じて、主に次の施設等について防災措置を講じておくものとする。

(1) 火気使用設備器具

火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

(2) 発火流出のおそれのある危険物

(3) 消火用設備

(4) 落下、倒壊危険のあるもの

特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

(5) 工事中の建設物等の保安措置

5 保育園等の園児の取扱い

警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。

(1) 保育中の園児は、利用者名簿を確認の上、保護者に引き渡す。

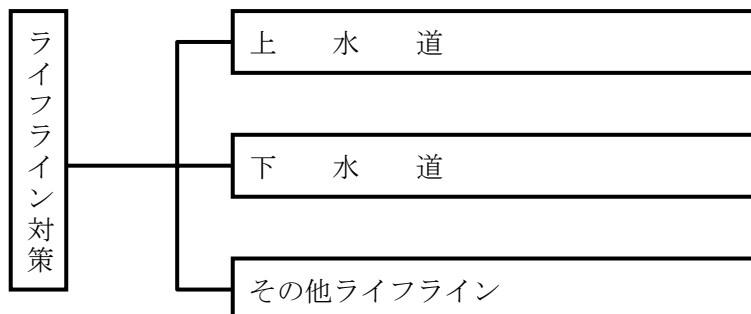
(2) 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

(3) 引き取りのない園児は園において保護する。

(4) 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

第6節 ライフライン対策

□ 対策の体系



第1 上水道〔水道部〕

水道部は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。また、市民及び事業所等が緊急貯水を実施することによって、発災に備え、応急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置を講ずる。

2 要員の確保

警戒宣言が発せられた場合、応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。

また、指定給水装置工事店等との連絡協力体制について確認する。

3 資機材の点検整備

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備を実施する。

4 施設等の保全措置

- (1) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置を講ずる。
- (2) 浄水場及び配水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意する。
- (3) 配水池の水位は、できるだけ高水位を維持し、市民及び事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧を調整する。
- (4) 工事中の現場においては、適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

5 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、市民に対し「水の汲み置き」について広報する。

なお、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、「水の汲み置き」の広報を事前に要請する。

第2 下水道〔建設部〕

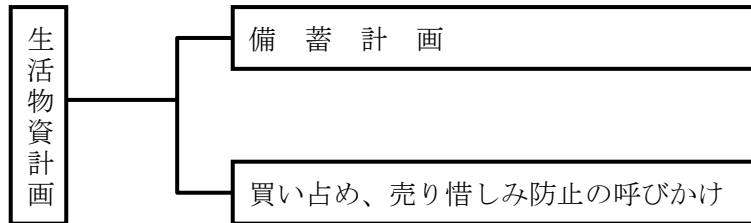
建設部下水道班、同協力班は、警戒宣言が発せられた場合、必要な資材、工具及び車両等を確保し、応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の数量確認並びに必要により、資機材の確保に努める。

第3 その他のライフライン〔各ライフライン関係機関〕

電気、電話、ガスの各関係機関は、警戒宣言が発せられた場合の対応について、あらかじめ計画を作成しておく。

第7節 生活物資計画

□ 対策の体系



第1 備蓄計画〔市民部〕

1 食糧

(1) 市備蓄物資の放出準備

市で備蓄している食糧の放出が速やかに行えるよう必要な準備を行う。

(2) 協定締結業者からの調達準備

協定を締結している業者等に在庫量の確認を行うなどスムーズに行えるよう要請する。

(3) 埼玉県への要請準備

県備蓄食糧の放出及び調達の要請準備を行う。

2 生活必需品

(1) 市備蓄物資の放出準備

市が備蓄している生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

(2) 業界保有物資の確認

市内業者から生活必需品を調達できるよう、関係組合を通じて保有物資の在庫量の確認を行い、発災に備えて保管の要請を行う。

(3) 埼玉県への要請準備

県備蓄物資の放出及び調達の要請準備を行う。

3 医薬品等

(1) 市備蓄物資の放出準備

(2) 市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市薬業会等に対し、次のとおり協力要請する。

ア 供給できる医薬品等の在庫量を把握しておくこと。

イ 要請があった場合、速やかに供給できるよう準備すること。

(3) 埼玉県への要請準備

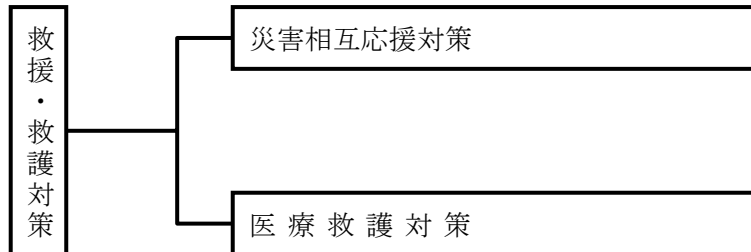
県備蓄物資の放出及び調達の要請準備を行う。

第2 買い占め、売り惜しみ防止の呼びかけ〔環境経済部〕

警戒宣言発令時において、生活上必要な物資を確保するため、デパート、スーパーマーケット等小売店に対し、極力営業を継続し売り惜しみ、また、買い占めをしないよう要請する。

第8節 救援、救護対策

□ 対策の体系



第1 災害相互応援対策〔市民部〕

市は、災害時の相互応援に関する協定を締結している市町村に対し、状況により応援要請した場合、速やかに応援できるよう準備を要請する。

第2 医療救護対策〔市民部、健康福祉センター〕

市は協定に基づき市医師会に対し、状況により医療救護班の派遣を要請した場合、速やかに派遣ができるよう準備を要請する。

第9節 輸送対策〔市民部、総務部〕

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、市で保有する庁用車を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合においては、災害協定先締結会社に要請し、確保に努める。

第10節 その他の対策〔各部〕

警戒宣言が発せられた場合、市が管理、運営する社会教育施設等については、開館を自粛するものとし、催事が予定されているときは、主催者に協力を呼びかける。

また、各施設においては、防災点検及び保安措置を講ずるものとする。

第 5 章 市民等のとるべき措置

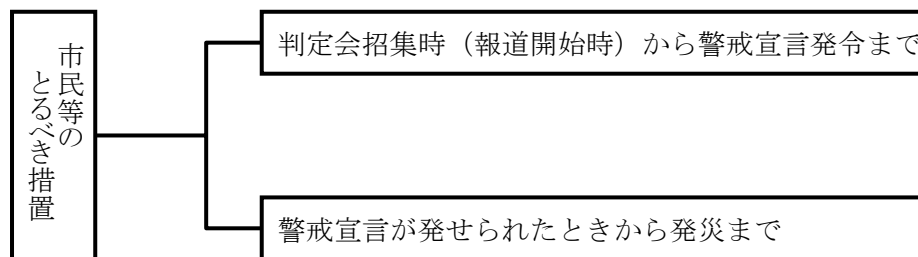
本市域では、東海地震が発生した場合、震度 5 弱～5 強程度になると予想されている。震度 5 弱～5 強の場合、家屋の倒壊等の大きな被害の発生は少ないが、局地的にはブロック塀の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想される。

このため、被害及び混乱を防止するためには、市民及び事業所の果たす役割は極めて大きく、市民及び事業所が冷静かつ的確な行動をとることにより、被害及び混乱は大幅に減少させることができると思われる。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時、判定会招集時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第 1 節 市民等のとるべき措置

□ 対策の体系



第 1 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言発令まで

- 1 情報に注意するとともに冷静に行動する。
 - (1) テレビ、ラジオ等で正確な情報を入手する。
 - (2) あわてた行動をとらないようにする。
- 2 電話の利用を自粛する。
- 3 自動車の利用を自粛する。
- 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- 5 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 情報の把握を行う。
 - (1) 防災行政無線放送を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオ等で正確な情報を入手する。
 - (2) 埼玉県、市、警察、消防等防災関係機関の情報に注意する。
 - (3) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 2 火気の使用に注意する。
 - (1) ガス等の火気器具類の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
 - (2) 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - (3) ガスメーターコックの位置を確認する。
 - (4) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。
 - (5) プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
- 3 消火器、三角バケツの位置を確認する。
- 4 家具の転倒防止措置を確認する。
- 5 棚の中の重い物を下に下ろす。
- 6 ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど付近に近寄らせないような措置をとる。
- 7 窓ガラス等の落下物防止措置を図る。
 - (1) 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - (2) ベランダの植木鉢等を片づける。
- 8 飲料水の汲み置きをする。
- 9 食糧、医薬品、防災用品を確認する。
- 10 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- 11 電話の使用を自粛する。

本市、消防、報道機関、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせは控える。
- 12 自動車の利用を自粛する。
 - (1) 車両はできるかぎり使用しない。
 - (2) 路上に駐車中の車両は速やかに空き地や駐車場に移す。
 - (3) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 13 幼児、児童の行動に注意する。
 - (1) 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な

場所にする。

(2) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打ち合わせに基づいて対応する。

14 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

15 エレベーターの使用は避ける。

16 近隣相互間の防災対策を再確認する。

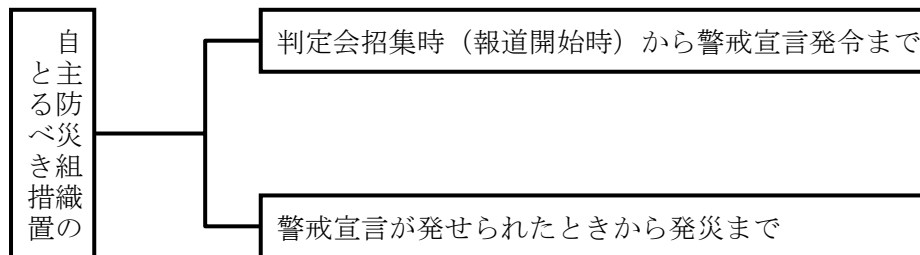
17 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

18 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織のとりべき措置は次のとおりであるが、自主防災組織が結成されていない地域においては、この基準に準じて対応措置を講ずるものとする。

□ 対策の体系



第1 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言発令まで

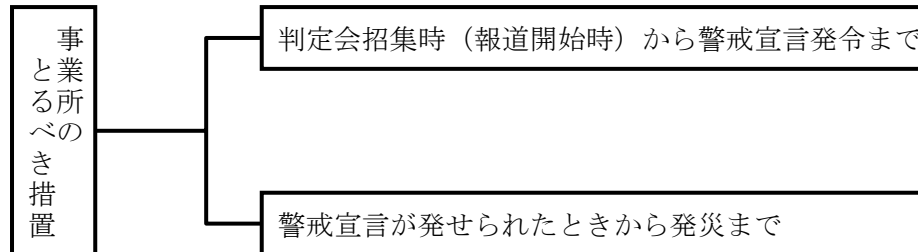
- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 地域住民に、冷静な行動を呼びかける。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 市や消防等からの情報を地域住民に伝達する。
- 2 自主防災組織本部を設置し、活動体制を確立する。
- 3 地域住民に市民のとりべき措置（第1節参照）を呼びかける。
- 4 消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 5 高齢者や障害者等の災害時要援護者の安全に配慮する。
- 6 緊急医薬品等を確認する。
- 7 食糧、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

第3節 事業所のとるべき措置

□ 対策の体系



第1 判定会招集時（報道開始時）から警戒宣言発令まで

- 1 テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 2 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 3 消防計画等に基づき、警戒宣言時にとるべき措置を確認又は準備する。
- 4 その他の状況により、必要な防災措置を行う。

第2 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 1 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 2 テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速、正確に伝達する。なお、百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、特に顧客等の混乱防止に留意する。
- 3 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。また、高齢者、障害者等の安全確保に留意する。
- 4 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館等の施設については、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。
- 5 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 6 建築物の防火又は、避難上重要な施設及び消火用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含

む)等の保安措置を講ずる。

- 7 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下並びに破損防止措置を確認する。
- 8 不要不急の電話の使用は自粛し、特に埼玉県、市、警察、消防、報道機関、鉄道等に対する問い合わせを控える。
- 9 バス、タクシー、生活物資輸送車等市民生活上必要な車両以外は、できるかぎり制限する。
- 10 救助、救急資機材、飲料水、非常食糧、医薬品及び照明器具等応急対策の実施に必要な資機材を配備する。
- 11 建築工事、トンネル工事及び金属熔融作業並びに高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は、原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 12 一般事業所の従業員は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業員数、最寄駅及び路上の混雑状況及び警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあつては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。